

別表 1

## 設計業務に関する一般業務の内容及び範囲（建築・電気設備・機械設備）

	令和6年国土交通省告示第8号の業務内容	適用*	備考
基本設計に関する標準業務	(1) 設計条件等の整理	i) 条件整理	△
		ii) 設計条件の変更等の場合の協議	△
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	i) 法令上の諸条件の調査	○
		ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ	○	
	(4) 基本設計方針の策定	i) 総合検討	△
		ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	○
(5) 基本設計図書の作成	○		
(6) 概算工事費の検討	○		
(7) 基本設計内容の建築主への説明等	△		
実施設計に関する標準業務	(1) 要求等の確認	i) 建築主の要求等の確認	△
		ii) 設計条件の変更等の場合の協議	△
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	i) 法令上の諸条件の調査	○
		ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○
	(3) 実施設計方針の策定	i) 総合検討	△
		ii) 実施設計のための基本事項の確定	△
		iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	△
(4) 実施設計図書の作成	i) 実施設計図書の作成	○	
	ii) 建築確認申請図書の作成	○	
(5) 概算工事費の検討	○		
(6) 実施設計内容の建築主への説明等	△		
設計意図の伝達に関する業務	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	×	
	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	×	

※ 本業務において、発注者が行う業務又は本業務に含まない内容を「×」、発注者が業務の一部を行うものを「△」及び受注者で行う業務を「○」で示す